

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業

事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1	○		1			2		(6)		契約保証金	ホームページ上に5月1日に事業契約書(案)の差替えがありました。第2条第6号のみの修正でしょうか(第49条の追加)。他にございましたらご教示ください。	事業契約書第2条6号(第49条の追加)及び事業契約約款別紙4(誤字脱字等の軽微な修正)の2箇所です。
2		○								目次	本事業契約(案)には自主事業に関する規定があり、付帯事業については「付帯事業の実施に係る基本協定書(案)」がありますが、提案施設に関して、市と事業者の間での契約・協定等がありますでしょうか。	ありません。
3		○	1	2		4				契約関係書類の適用関係	「事業契約書等」、「要求水準書等」、「入札説明書等」とあり、それぞれの定義には貴市の回答も含まれますが、優先順位としては、各資料に対する回答が優先されるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4		○	1	4		4	1			契約関係書類の適用関係	事業契約書と年度協定書はどちらが優先されますでしょうか。	年度協定書となります。
5		○	4	4	1	14	7			設計に伴う各種調査	調査結果に係る一切の責任及び費用を負担するとなっておりますが、調査結果によって当初想定されていた工事内容等に変更が生じる場合には、事業者が責任及び費用を負担しなければいけないのでしょうか。	事業契約約款第17条に基づくものとします。
6		○	5	4	1	15	1			設計に係る許認可及び届出	「設計業務に関する本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得及び届け出を自己の責任及び費用において行わなければならない。」とありますが、「一切の許認可の取得及び届け出」とは業務範囲が不明瞭なため、本業務において具体的にはどういった業務を想定されているのかお示し下さい。	要求水準書P18をご参照ください。
7		○	5	4	1	17	5			設計の変更	起因者が不明の場合についての処置をお示しください。	具体的な事象に基づき、基本的には協議により判断していくことになります。
8		○	5	4	1	17	5			設計の変更	貴市にご負担いただく費用については、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いございませんでしょうか。	合理的な増加費用として認められるものであれば、お見込みのとおりです。
9		○	5	4		17	5			設計の変更	本事業は貴市が発注しているごみ処理場の整備事業と密接に関係しております。「本市の責めに帰すべき事由」にはごみ処理場の整備事業の中止、遅延、変更などによるものが含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10		○	6	4	1	18	1			設計図書等についての責任	貴市が追加費用および損害賠償についてご負担いただく場合、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いございませんでしょうか。	合理的な増加費用として認められるものであれば、お見込みのとおりです。
11		○	7	5	1	21	1			建設業務の実施及び第三者への発注	建設業法に従い、新規入場する都度、施工体制台帳・再下請通知書・添付資料を提出するということがよろしいでしょうか。	第三者の名称その他本市が求める情報を提示してください。
12		○	7	5	1	24				建設に伴う各種調査	調査業務を請負人に委託してもよろしいでしょうか。	可能です。
13		○	9	5	1	25	7			土地の瑕疵	「ただし、地中埋設物等が通常想定される規模のものである場合はこの限りではない」とありますが、極めて不明瞭な規定となっております。通常想定される規模のものについてご説明願います。	「通常想定される規模の埋設物等」とは、公表資料等から予見可能な埋設物等、及び一般的に想定される規模の埋設物等を意味します。
14		○	9	5	1	25	7			施工計画書	通常想定される規模の地中埋設物とは、どの程度の規模を想定されているのか、具体的に例示いただけますでしょうか。	事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No.13をご参照ください。
15		○	9	5	1	25	7			施工計画書	『ただし、地中埋設物等が、通常想定される規模のものである場合はこの限りではない。』とございますが、具体的に想定されるものをご教示ください。	事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No.13をご参照ください。
16		○	9	5	1	25	7			施工計画書	「通常想定される規模」の地中埋設物等とはどの程度のことを指すのでしょうか。	事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No.13をご参照ください。
17		○	9	5	1	25	7			地中埋設物等	『ただし、地中埋設物等が通常想定される規模のものである場合はこの限りではない。』について、通常想定される規模のものとは具体的にどの程度のものなのかお示しください。	事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No.13をご参照ください。

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
18		○	9	5	1	25	7			工期の変更による費用負担	工期延長に係る諸費用についても貴市にご負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	第30条第1項に基づき、当該工期の変更又は引渡日の遅延に伴い事業者が負担した合理的な増加費用に相当する額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を事業者に支払うものとします。
19		○	9	5	1	27	1			近隣対応等	「騒音、振動、悪臭、粉塵発生、交通渋滞」とありますが、ごみ処理場に起因する場合は除外され、市が責任を持って対応することを確認させてください。また、これらによる本事業の整備業務・維持管理運営業務で増加費用及び損害が発生した場合は、市の責めとなることを確認させてください。	前段:お見込みのとおりです。 後段:具体的な事象に基づき、基本的には協議により判断していくこととなります。
20		○	9	5	1	27	1			建設に伴う近隣対応及び対策	近隣からの要望等既に明らかになっているものがある場合はお教えいただけませんかでしょうか。	事業予定地周辺で、工事車両による渋滞が発生しないようにしてほしいとの要望をいただいています。
21		○	10	5	1	28				建設・工事監理業務に対する本市によるモニタリング	モニタリング・建設現場の立ち合いに関する、実施の頻度、所要時間、工事への影響(工事作業の一時中断等の有無)についてご教示ください。また、現場立ち合いについてはどれくらい前にお知らせいただけるのでしょうか。	現時点での具体的な想定はありませんが、定例会は月1回を想定しています。立ち合いについては、事前に事業者と協議します。
22		○	10	5	2	29	1			工期の変更	『本市が事業者に対して工期の変更を請求した場合、～』とございますが、どのような要因・事例があるかご教示ください。	現時点では具体的な想定はありません。
23		○	10	5	2	29	1			工期の変更	予期せぬ地中埋設物の撤去やコロナウイルス等感染症の影響による場合で、工期の変更が避けられない場合は、事業者の責めに帰すことのできない事由と考えます。工期の変更を承認頂けるという理解でよろしいでしょうか。	予測できない地中埋設物等(通常想定される規模のものである場合を除く)の撤去については、第29条第2項に基づき、協議により変更内容を決定するものとします。コロナウイルス等感染症については、具体的な事象に基づき、基本的には協議により判断していくこととなります。
24		○	10	5	2	29	1			工期の変更	貴市の責めに帰すべき事由による工期の変更により、引渡しが遅延した場合、対価の支払いスケジュールを含めて協議いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25		○	10	5	2	29	1			工期の変更	請負人の責めによらない事由で貴市が著しく短い工期となるような工期の変更を請求した場合で、協議が不調となった場合でも、貴市の請求する工期変更に応じなければならぬのでしょうか。また、その短縮された工期に間に合わせるために発生した追加費用(突貫工事費)は、設計変更の対象となりますか。	市が著しく短い工期となるような工期の変更を請求することは想定していません。
26		○	10	5	2	30	1			工期の変更	本事業は貴市が発注しているごみ処理場の整備事業と密接に関係しております。「本市の責めに帰すべき事由」にはごみ処理場の整備事業の中止、遅延、変更などによるものが含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27		○	10	5	2	30	1			工期の変更による費用負担	事業者の責めに帰すことのできない事由には、第25条第7項に記載の土地の瑕疵が発見されたことにより工期が変更された場合も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28		○	10	5	2	30	1			工期の変更による費用負担	貴市の責めに帰すべき事由による工期変更の費用負担の中には、銀行との融資契約に係る諸金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	合理的な増加費用として認められるものであれば、お見込みのとおりです。
29		○	10	5	2	30	1			工期の変更による費用負担	新型コロナウイルス等の感染拡大に伴う工期の変更や、ウクライナ問題等により発注した商材の通常と比較した場合の納品遅延など事象が発生した場合は、本項に該当すると考えてよろしいでしょうか。	具体的な事象に基づき、基本的には協議により判断していくこととなります。
30		○	10	5	2	30	1			工期の変更による費用負担	予期せぬ地中埋設物の撤去やコロナウイルス等感染症の影響による場合で、費用負担の増加が避けられない場合は、事業者の責めに帰すことのできない事由と考えます。事業者が負担した合理的な増加費用を貴市が負担頂けるという理解でよろしいでしょうか。	予測できない地中埋設物等(通常想定される規模のものである場合を除く)の撤去については、お見込みのとおりです。コロナウイルス等感染症については、具体的な事象に基づき、基本的には協議により判断していくこととなります。
31		○	10	5	2	30	1			工期の変更による費用負担	「合理的な増加費用相当額」とは共通仮設費、現場管理費、一般管理費等も含まれると考えてよろしいでしょうか。	合理的な増加費用として認められるものであれば、含みます。
32		○	10	5	2	30	2			工期の変更による費用負担	「本市に発生した合理的な損害」とは具体的にどのようなものを想定しておられるのでしょうか。	現時点では具体的な想定はありません。
33		○	10	5	2	30	1.2			工期の変更による費用負担	第1項、第2項の「工期の変更」とは、変更契約締結を意味しますか。	工期の変更を行う場合、変更契約の締結を想定しています。

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
34		○	11	5	2	31	1			工事の一時中止	工事期間中の一時中止は、貴市が必要と認める場合のみとなっていますが、公共工事標準請負契約約款第20条第1項の「工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき」は、貴市が一時中止が必要と認める場合に該当するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35		○	11	5	3	33	1			完成確認	久喜市工事検査規則の内容を確認したいのですが、どちらに掲載されておりますでしょうか。	本市例規集にてご確認ください。
36		○	11	5	3	33	1			本市による完成確認	中間確認及び出来高確認を行うとありますが、工事のどの段階で実施するのでしょうか。	出来高確認は令和7年3月、令和8年3月にそれぞれ実施します。中間確認の確認項目及び確認実施時期等については別途指示することを想定しています。要求水準書を修正します。
37		○	12	5	3	34	4			完成図書及び完成確認合格通知	貴市が加える完成図書の改変は、貴市が独自に行うのでしょうか。その改変内容について事業者へ通知等はなされるのでしょうか。また貴市が完成図書を改変した場合は、その改変後の完成図書を添えて、事業者（請負人）に通知いただけますか。	前段：お見込みのとおりです。事業者の維持管理・運営業務に必要な場合、通知等を行います。後段：事業者（SPC）に通知することは可能です。
38		○	12	5	4	35				建設・工事監理業務中に第三者に及ぼした損害	「当該損害のうち、…」との記載があり、第三者への損害の一部を貴市にて負担されるように解釈できますが、どのような事象を想定されていますか。ご教示ください。	事業者の責めに帰すべき事由によるものについて、本市が負担する想定はありません。
39		○	12	5	5	37	1			設計及び工事・工事監理業務の契約保証	契約保証は、事業契約の仮契約時ではなく、本契約時ということでしょうか。	お見込みのとおりです。
40		○	12	5	5	37	1	(4)		設計及び工事・工事監理業務の契約保証	履行保証保険契約を締結する場合、建設企業はSPCに対して連帯保証をする必要があり、余熱利用施設と公園の工事請負者が別の場合、保険金額の合計額が同じであれば、余熱利用施設と公園の履行保証保険は別の保険契約でよろしいでしょうか。	問題ありません。
41		○	13	5	5	37	1	(4)		設計及び建設・工事監理業務の契約保証	設計及び建設・工事監理業務の請負・受託企業（複数社）が事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、違約金支払請求権を被担保債権とする質権を貴市のために設定する場合、各請負・受託企業が付保するそれぞれの保険の保険金額合計が、別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「1 サービス対価の構成 ①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10以上であれば足りるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42		○	13	5	5	37	2			契約保証金の額	「(1)施設費等 ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額とありますが、具体的には、SPCから設計企業、監理企業、建設企業各社への発注額の総額と理解すればよろしいでしょうか。同じく第88条第4項第1号アにも同様の表記がございますので、合わせてご教示ください。	本市と事業者との契約における「サービス対価の支払方法」の「1 サービス対価の構成 ①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額です。
43		○	13	5	6	38				施設の引渡し	対象施設に関してプロジェクトファイナンスでの融資実行を受けるためには、金融機関に対し、施設引渡し済が済んだことを確認できる証憑の提出を必要とします。引渡し後に、貴市から引渡しを証する書面を発行いただけますでしょうか。発行いただける場合、引渡してからどの程度の期間でご対応いただけますでしょうか。	書面の発行は可能です。期間については、事業者と協議します。
44		○	14	5	6	39				引渡しの方法	不動産取得税等、本施設の登記に際して生じる諸費用については、事業者へ支払い義務は無く、本事業のサービス対価としても見積もりの必要は無いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45		○	14	5	6	39	1			登記	表示登記は貴市が行い、事業者は必要な情報提供等の協力を行うとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No.44をご参照ください。

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
46		○	14	5	6	39	2			引渡しの方法	本施設の不動産取得税・登記に関する諸費用については、事業者に支払い義務は無く、本事業のサービス対価としても見積もりの必要は無いとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No.44をご参照ください。
47		○	14	5	6	40	1			引渡日の変更	本事業は貴市が発注しているごみ処理場の整備事業と密接に関係しております。「本市の責めに帰すべき事由」にはごみ処理場の整備事業の中止、遅延、変更などによるものが含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
48		○	14	5	6	40				引渡しの期日の変更	貴市がご負担いただく費用については、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いはないでしょうか。	合理的な増加費用として認められるものであれば、お見込みのとおりです。
49		○	14	5	6	42	1			契約不適合責任	損害賠償請求については、公共工事標準請負契約約款第55条4項と同様に「この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは」、損害賠償請求しないものとしていただけませんか。	原案どおりとします。
50		○	14	5	6	42	3			契約不適合責任	通知の方法についてお示しください。 また「本市からの通知」とは、当該通知が事業者(請負人)に到達したときを指すという理解でよろしいでしょうか。	前段：書面又は口頭等での通知を想定しています。 後段：お見込みのとおりです。
51		○	14	5	6	42	4			契約不適合責任	「10年」の起算日は、「引渡し日」でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
52		○	16	6	1					開業準備業務の取扱	開業準備業務期間における法令変更・不可抗力による責任分担、契約解除時の違約金、その他の発注者の責めに帰すべき事由、事業者の責めに帰すべき事由の取扱は第7章維持管理及び運営業務を準用する理解でよろしいでしょうか。	契約解除時の違約金は第12章、法令変更は第13章、不可抗力は第15章をご参照ください。
53		○	18	6	4	49	1	(4)		開業準備業務の契約保証	開業準備業務の受託企業(複数社)が事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、違約金支払請求権を被担保債権とする質権を貴市のために設定する場合、各受託企業が付保するそれぞれの保険の保険金額合計が、開業準備業務のサービス対価の金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10以上であれば足りるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54		○	19	7	1	51				指定管理者の指定の取消	本規定による指定の取消は、あくまで事業者に責があった場合にのみに限定されないと、民間事業者側にとっては、一方的であり、コントロール不能なリスクのため、リスクの受け入れは困難です。よって、あくまで事業者に責があった場合の規定として解釈されるものとして運用をお願いできませんでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりです。原案どおり、地方自治法第244条の2第11項の規定によるものとします。
55		○	19	7	1	52				指定管理者の指定の停止	本規定による指定の取消は、あくまで事業者に責があった場合にのみに限定されないと、民間事業者側にとっては、一方的であり、コントロール不能なリスクのため、リスクの受け入れは困難です。よって、事業者に責があった場合の規定として解釈されるものとし、別紙2「モニタリング及びペナルティの考え方」に集約するなどの規定としていただけませんか。	前段については、基本的にはお見込みのとおりです。原案どおり、地方自治法第244条の2第11項の規定によるものとします。
56		○	19	7	1	52	3			指定管理者の指定の停止	事業者は、市が実際に負担した追加費用(+消費税)を市に対して支払うとありますが、第4項で市は当該業務のサービス対価は支払わないとありますので、ここでいう追加費用とは、市が実際に負担した費用から、事業者を支払う予定であったサービス対価を差し引いた額という理解でよろしいでしょうか。 事業者が市の負担額全額を支払うとした場合、市の実質負担額が0となり、不合理となると考えます。	お見込みのとおりです。
57		○	20			53				利用の許可	第三者によるイベント等での利用において生じる使用料については、事業者の収入となりますか？	お見込みのとおりです。
58		○	21	7		56	1・2			維持管理及び運営業務計画書	維持管理及び運営業務計画書について、毎年、当該事業年度の前年度の2月末日までに提出とありますが、計画内容を期日までにまとめたうえで提出し、3月末までに貴市と内容を協議するという理解でよろしいでしょうか。	本市と協議し、承諾を得た上で、2月末日までにご提出ください。
59		○	22	7	1	59	1	(1)		維持管理運営の開始遅延	「事業者が実際に負担した追加的経費の額から事業者が出費を免れた経費の額を控除して」とありますが、追加的経費には出費を免れる経費は存在しないかと思えます。どのような経費が出費を免れるものとして想定しておりますでしょうか。	維持管理・運営業務を履行できなかったことにより出費を免れる経費を想定しています。

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
60		○	22	7	1	59	1	(1)	(2)	維持管理及び運営業務開始の遅延	貴市がご負担いただく費用については、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いはないでしょうか。	合理的な増加費用として認められるものであれば、お見込みのとおりです。
61		○	22	7	2	61	3			本施設の修繕	「最新の長期修繕計画に基づき、本市と協議の上、本市が必要と判断したものについて、長期修繕計画に定める修繕費の範囲内で、本市の修繕及び設備機器等の更新を行うものとする」とありますが、都度更新している長期修繕計画であるにも拘わらず、「本市が必要と判断したものについて」と限定される趣旨は何でしょうか？官民のリスク分担に疑義が生じかねませんのでご説明をお願いします。	事業契約書を修正します。
62		○	24	7	3	64	2			維持管理及び運営業務の変更	不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由と御座いますが、感染症(コロナウイルス等)にて緊急事態宣言が発令され、施設が閉鎖された場合は、貴市からの補填は御座いますでしょうか。	緊急事態宣言により休業等の要請があった場合は、第15章(不可抗力)に基づき、基本的には協議により判断することになります。
63		○	24	7	3	64	3			維持管理及び運営業務の変更	貴市がご負担いただく費用については、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いはないでしょうか。	合理的な増加費用として認められるものであれば、お見込みのとおりです。
64		○	24	7	3	64	3			維持管理及び運営業務の変更	「前2項に規定する維持管理及び運営業務内容の変更により維持管理及び運営業務に係る費用が増減する場合は」とありますが、「不可抗力」等により利用料収入及び自主事業収入が減少した場合も、合理的な範囲内(直近3か年実績からの減収差額等)でサービス対価を変更頂ける認識で宜しいでしょうか。	第15章(不可抗力)に基づき、基本的には協議により判断することになります。
65		○	25			68				維持管理及び運営業務の契約保証	他のPFI事業の事例でも、維持管理・運営期間における契約保証金を求めることは少ないと思います。事業者で履行保証保険契約の費用を毎年計上することになると、PFI事業は長期契約が前提になることから、その金額は大きく期間も長くなり、入札金額ががり市の負担が増えることとなります。内閣府の公表資料『2023年3月改定 実務編』でも「必ずしも契約保証金を求める必要がないにもかかわらず納付を求めると、VFMを阻害する要因となる」「PFI事業の場合、民間事業者は、維持管理、運営の段階で、初期投資を回収する必要があるため、建設工事終了後、民間事業者が契約上の義務を放棄する可能性はほとんど考えられず、建設工事にかかる履行保証保険の付保で契約保証金を免除している事例が多くなっている」という考え方です。また、維持管理運営期間の履行保証保険契約を請ける保険会社も少なくなっていることから、維持管理運営期間の契約保証金はなしとして頂けないでしょうか？	原案どおりとします。
66		○	26	7	5	68	1	(4)		維持管理及び運営業務の契約保証	維持管理及び運営業務の受託企業(複数社)が事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、違約金支払請求権を被担保債権とする質権を貴市のために設定する場合、各受託企業が付保するそれぞれの保険の保険金額合計が、維持管理及び運営業務の各事業年度のサービス対価の金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10以上であれば足りるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
67		○	26	7	5	68	1			維持管理及び運営業務の契約保証	「契約保証金の額は、維持管理及び運営業務の各事業年度のサービス対価の金額(消費税等相当額を含む)の100分の10以上としなければならない。」との記載がございますが、事業契約書別紙4の②維持管理及び運営業務のサービス対価の(4)その他の費用は含まれないとの認識で宜しいでしょうか。	含みます。
68		○	26	7	5	68	4			維持管理及び運営業務の契約保証	契約保証金の納付に代わり、履行保証保険を締結する場合で、維持管理及び運営業務の受託者等が事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合、各保険の保険金額合計が第68条2項に定める保証金額以上という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
69		○	27	8	5	70	1			費用負担及び収入	要求水準書99頁6.自主事業イでは、自主事業の実施に必要な経費として「電気を除く光熱費」とあり、事業契約書と異なるが要求水準書が正と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業契約約款(案)を修正します。
70		○	27	8		70	3			費用負担及び収入	目的内/目的外の区分の考え方についてお示しいただけませんでしょうか。	自動販売機の設置のみを目的外使用として想定しています。
71		○	27	8		70	4			目的外使用	自主事業における目的内と目的外の基準又は定義をご教示ください。	事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No.70をご参照ください。

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
72		○	27	8		70				費用負担及び収入	施設内にて創出したエネルギーを自主事業で消費する場合は電気を消費する場合の電気代は負担なしという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。ただし、自主事業の実施に必要な電気については、本市が供給します。事業契約約款(案)を修正します。
73		○	27	8	1	72	2			自主事業の料金	貴市の指導により利用料金を調整した場合、事業計画に影響が出るため、その際には事業内容を変更することもお認めいただけますでしょうか。	具体的な指導内容によりますが、基本的には協議により判断していくことになります。
74		○	34	12		88	2			本市による本事業契約の終了	事業者の責めによる事由により付帯事業の継続が困難となった場合、本事業契約については解除されないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
75		○	35	12	1	88	4	(1)	イ	本市による本事業契約の終了	「違約金を直ちに支払うこと」との記載がございますが、工事契約履行保証証券の加入が義務付けられています。こちらの履行保証の取り扱いはどうなるのでしょうか。	契約保証金を違約金に充てることは可能です。
76		○	35	12	1	88	4	(1)	イ	本市による本事業契約の終了	貴市が買い取ることができる出来形には、貴市の確認を受けた設計図書や、SPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「1 サービス対価の構成 ①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額を対象として出来形部分を検討することになります。
77		○	35	12		88	4	(1)	イ	本市による本事業契約の終了	貴市が買い取ることができる出来形には、貴市の確認を受けた設計図書や、SPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No.76をご参照ください。
78		○	35	12	1	88	4	(1)	イ	本市による本事業契約の終了	「本市は、出来形部分について、相当する金額により買い取ることができる権利又は事業者に自己の費用で本施設を撤去させる権利のいずれかを行使するものとする。」との記載がございますが、基本的には買い取りいただけるとの理解で宜しいでしょうか。また自己の費用撤去させる場合とはどのような事例を想定されておりますでしょうか。	前段：買い取ることができる権利又は事業者に自己の費用で本施設を撤去させる権利のいずれかを行使します。 後段：現時点での具体的な想定はありません。
79		○	35	12		88	4	(1)	イ	本市による本事業契約の終了	市が、出来形部分の買取又は本施設の撤去のいずれかを行使するとありますが、非合理には撤去を求めないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
80		○	35	12	1	88	4	(1)	イ	本市による本事業契約の終了	「この場合において、当該違約金の支払いは、本市の事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。」の記載がございますが、この損害賠償については貴市が被った損害のうち、違約金を超えた部分という理解でよろしいでしょうか。また損害賠償額に上限を設けていただけないでしょうか。	前段：お見込みのとおりです。 後段：原案どおりとします。
81		○	35	12	1	88	4	(2)		引渡し後の違約金	本施設引渡し後に事業者の事由で事業契約が解除された場合は「維持管理及び運営業務の当該事業年度のサービス対価(消費税等相当額を含む)の100分の10に相当する金額の違約金を支払う」との記載がございますが、事業契約書別紙4の②維持管理及び運営業務のサービス対価の(4)その他の費用は含まれないとの認識で宜しいでしょうか。	含みます。
82		○	36	12		89	2	(1)	ア	事業者による本事業契約の終了	支払日までの金利相当額、融資の前倒し返済に伴う追加費用など、合理的な金融費用もお支払いいただけますでしょうか。	原案どおりとします。
83		○	36	12	1	89	2	(1)	イ	事業者による本事業契約の終了	貴市に買い受けをいただく本施設の出来形部分については、設計図書の出来形部分の他、当該出来形を形成する上で必要となった合理的なSPC経費(SPC設立費用、金融費用等)も含まれる理解でよろしいでしょうか。	別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「1 サービス対価の構成 ①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額を対象として出来形部分を検討することになります。
84		○	36	12	1	89	2	(1)	イ	事業者による本事業契約の終了	貴市の責めに帰すべき場合による事業の終了の場合には、SPC関連費を含む事業を終了させるために必要な費用もご負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No.83をご参照ください。
85		○	37	12		89	2	(2)	ア	事業者による本事業契約の終了	支払日までの金利相当額、融資の前倒し返済に伴う追加費用など、合理的な金融費用もお支払いいただけますでしょうか。	事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No.83をご参照ください。
86		○	37	12	1	89	2	(2)	イ	事業者による本事業契約の終了	本事業契約の解除までに事業者が実施した維持管理及び運営業務のサービス対価のうち未払いの金額相当額もお支払いいただけるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
87		○	38	12		91	2	(1)	ア	不可抗力又は法令変更等による場合の契約の終了	支払日までの金利相当額、融資の前倒し返済に伴う追加費用など、合理的な金融費用もお支払いいただけますでしょうか。	別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「1 サービス対価の構成 ①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額を対象として出来形部分を検討することになります。
88		○	38	12	1	91	2	(1)	イ	不可抗力又は法令変更等による場合の契約の終了	法令変更または不可抗力による事業の終了の場合には、SPC関連費を含む事業を終了させるために必要な費用もご負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	合理的な増加費用として認められるものであれば、協議に応じます。
89		○	38	12	1	91	2	(2)	ア	不可抗力又は法令変更等による場合の契約の終了	支払日までの金利相当額、融資の前倒し返済に伴う追加費用など、合理的な金融費用もお支払いいただけますでしょうか。	事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No.87をご参照ください。
90		○	38	12	1	91	2	(2)	イ	不可抗力又は法令変更等による場合の契約の終了	本事業契約の解除までに事業者が実施した維持管理及び運営業務のサービス対価のうち未払いの金額相当額もお支払いいただけるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
91		○	39	13	1	93	3			法令変更に係る協議及び追加費用の負担	貴市がご負担いただく費用については、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いございませんでしょうか。	合理的な増加費用として認められるものであれば、お見込みのとおりです。
92		○	41	15	1	96	2			不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	協議を開始した日から14日以内に対応策等の合意が成立しない場合とありますが、事業者の責めによらない場合、ケースによって14日という期間の変更・延長の協議は可能でしょうか。	可能です。
93		○	41	15	1	96	3	(1)		不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	不可抗力が発生した場合の対応策等の費用のうち事業者が負担する費用額は、引渡し前においては、累計で「設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額」の100分の1であるという理解で宜しいでしょうか。	引渡し前においては、累計で、別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「1 サービス対価の構成 ①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の1相当額に至るまでの費用とします。
94		○	41	15		96	3	(1)		不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	施設整備期間中に複数回にわたる負担が必要になったときには、対応策等の費用の累計額に対し、事業者が本条規定の通りの一定額を負担し、残額を市が負担すると考えてよろしいでしょうか。	事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No.93をご参照ください。
95		○	41	15		96	3			不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	施設引渡し前後のいずれかにおいても、不可抗力事由により事業者の負担額を超える額の保険金が支払われた場合、当該保険金額をまず、事業者の負担分に充当し、さらに保険金額が上回った分を貴市の負担分に充当する建付けとしていただけますでしょうか。	原案どおりとします。
96		○	44	17	1	103				秘密保持	「本市及び事業者は、本事業に関して知り得た相手方の秘密」とありますが、秘密情報の定義をお示ください。	開示された時点において、受領者が既に了知していた情報や既に公知であった情報、開示された後に受領者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報、秘密情報とは無関係に受領者が独自に開発した情報以外とします。
97		○	45	17		104	3・4			成果物又は本施設の内容公表	3項において貴市が成果物又は本施設の内容を自由に公表する事について事業者は許諾する義務がある内容に対して、4項では事業者が公表することは貴市の許諾がない限り原則禁止しております。3項における公表の可否について協議対象としていただきたいのですがいかがでしょうか。	原案どおりとします。第3項について、本市は事前に事業者と協議します。